

舊藩中城内火災の時、本多氏の第宅を假居所となし給ふ事昔より度々なりといへり。按ずるに、慶長七年十月晦日の夜、天守に雷落ち、本丸の殿閣延焼の時は、利長卿御父子二、三、丸及び新丸に居たる長臣の第宅へ退去し給ふと見え、元和六年十二月廿四日の夜、本丸廣式向より失火、殿閣焼亡の時は、利常卿北、丸山崎美濃が第宅へ退去し、廣式向は三、丸興津内記方へ入り給ひ、翌日新丸の横山大膳が第宅をしつらへ、利常卿妾に移居し給ふよし、三壺記に載せたり。又寛永八年四月十四日犀川橋爪法船寺門前より出火、本丸の殿閣延焼の時は、利常卿は北、丸飛騨君の館へ退去し、世子光高卿は本多安房守政重の第宅へ入り給ふよし、菅家見聞集に見ゆ。是即ち小立野廣坂の第宅也。此の時までは、本丸に居館し給ふ處、更に二、丸を本城となし、翌年へ懸けて漸く殿閣落成移徙あり。と三壺記等に載せられたれば、光高卿の本多政重が第宅に居給ふも一年餘なるべし。又寶曆九年四月十日金澤大火、城中諸殿閣悉く延焼し、此の時本多遠江守の第宅も類焼す。于時藩主中將重教卿江戸在府也。因りて長九郎左衛門連起の長町の第宅を執政の寄

合所となし、同年閏七月十五日重教卿歸國し給ふ處、二、丸造營中にて金谷邸に居給へり。又文化五年正月十五日の夜、二、丸より出火、殿閣焼亡の時、藩主中將齊廣卿江戸在府、同年三月廿八日に歸國し給ひ、本多安房守政禮の第宅を假居所とし、翌年四月廿六日二、丸造營落成移徙まで本多氏の第宅に居給へり。以上城中火災に付き、此の第宅を假居所となし給ふ事三度也。右等の例に據りてか、明治二年二月藩主從三位慶寧卿、加能、越三州封土奉還の建白ありて、六月更に金澤藩知事に任ぜられ、長成連の居第を以て藩廳とせられ、知事公城内を退去し、城外に假居所を設け、妾に居給ふに付き、同年十月十九日本多政以の第宅を借り揚げの段命ぜられ、廿七日政以は下邸へ移住し、十一月十八日知事公城中を退去して、小立野廣坂本多政以の第宅へ移徙し給ひ、廣坂御住居と稱したり。翌三年十二月六日知事公の思召立にて、廣坂御住居に於て與樂宴と號し、宴會を催し給ひ、藩廳判任以上の人々暨び御住居付の文人、雅人、其の外士族及び金澤市中商家等の文人共を召集められ、詩歌書畫を命ぜられ、知事公も詩歌書畫をなし給へり。此は

藩祖大納言贈從一位利家卿、天正十一年入國以來の一奇事にて、尊卑上下の隔なく、三百年封土の士族・平民と樂を與になし、互に親み給ふ尊慮より起るとはいへども、實に維新の御趣旨を奉戴し給ふ眞心より思召付き、かゝる宴會を興行し給へるもの也。

知事公詩歌

山河積雪照乾坤。與衆朝來遊此園。一斗百篇須盡興。滿堂和氣有餘溫。
ひかりさす玉の扨もろともに

こゝろ隔てず酌むぞ嬉しき
侍與樂宴應教 杏 立
爲政以仁人自懷。芳筵同樂是初回。他年我后營臺日。定見庶民盡子來。

天美祿をよめる歌 高林景寬
うきをさけやまひをさけて吞むまゝに
おもしろき世となりけるかな

此の外多かりしかど今悉く載せず。然るに同四年七月廢藩置縣の御發令ありて、藩知事一般に免ぜられ、舊藩主一統

華族に列し、東京府貫屬を命ぜられ、同年八月十一日慶寧卿金澤を發出して、東行し給ひ、廣式向は同廿九日に發出し給ふ。同十一年五月廿六日父君齊泰卿墓参として金澤へ下着し給ひ、本多政以の第宅を旅館となし爰に居給ひ、同年十月十七日金澤を出發して東京へ歸館し給ふ。右第宅は即ち今の居邸にて、其の實下邸也。

○波着寺舊地

寺記に、波着寺開祖安養坊空照は、越前國足南郡波着寺の住持なり。本尊十一面觀音は、同國一乗谷の山嶺に安置して、白山の本地佛なり。亞相利家卿府中に在城し給ふ頃の祈禱所にて、殊に御懇なりし故に、加州金澤入城の後、本尊の趣意を聞召し、空照を召寄せられ、横山左衛門の第宅に堂宇建立の處、元和五年右寺地召上げられ、小立野の今の地へ移轉を命ぜらる。と見ゆ。加藤惟寅の蘭山私記には、越前より召連れられ、今の學校の地に寺地を賜はり、堂宇建立候處、其後替地仰付られ、横山山城守へ所替命ぜられ、其後小立野今の地へ再轉仰付らる。とあれども、その意味明かならず。按ずるに、横山左衛門の第宅といふは、即ち